決議 意見書

議会では三月定例会で次の決議・意見書を 決し、直ちに関係機関へ提出しました。

米英共同、未臨界核実験に強く抗議する決議

ダ州の地下実験場で実施された。 米国の未臨界核実験は一九九七年以来通算十六回目でブッシュ政権下では |○○二年二月十四日、米国と英国による初の共同未臨界核実験が米ネバ

昨年十二月に次ぎ三回目である。 英国の未臨界核実験参加は、英国自身が批准している包括的核実験禁止条

約(CTBT)の精神に反するものである。 ことは極めて遺憾である。 米英両国が核実験に反対する国際世論を無視し、未臨界核実験を強行した

らった行動である。 **言が採択されており、核実験の強行はこれら恒久平和を願う国際世論に逆** 破壊兵器がもたらす危険の根絶を追及していくこと」についてミレニアム宣 な約束」を行い、同九月の国連ミレニアムサミットでは「核兵器を含む大量 核不拡散条約(NPT)締結国際検討会議は一昨年五月「核廃絶への明確

ともに、核兵器廃絶を強く求めるものである。 よって、本市議会は、米英両国が強行した未臨界核実験に強く抗議すると 核兵器廃絶と恒久平和の実現は被爆国日本の国民共通の悲願である。

雇用の危機突破を求める意見書

ばの戦後最悪の失業率、相次ぐリストラ計画の発表など、深刻な雇用とくら しの危機に陥っており、このことは地域経済にも深刻な影響を及ぼしていま 勤労国民は、長期にわたる経済停滞のなかで、四年連続の収入減、石料半

実行するよう要請します。 を突破し、日本の経済社会を再生させるために、政府が以下の政策を早急に らし最優先の政策」に転換するとともに、この雇用とくらしの危機的な事態 私たちは、政府の責任によって、「財政再建最優先の政策」を「雇用と暮

- し、失業を減らすこと。 に百二十万人以上の雇用を創るとともに、能力開発・再就職支援策を強化教育、 医療、 介護、 環境など、 社会インフラの拡充が急務な分野を中心
- 地域における雇用安定・創出の取り組みに対する支援など、環境整備を
- 及びパート労働者等の差別を禁止する法律を定めること。 合理的理由のない解雇を禁止し、整理解雇に対する規制をおこなう法律

遺伝子組み換え食品に関する意見書

しておらず、多くの国民が不安を抱えています。安全性が証明されていない いての問題が指摘されています。 しかし安全性に関する国際的な議論も決着 以上、疑わしきは使用せずの立場に立ち、予防的な対応をすることが重要で 遺伝子組み換え食品については、食品としての安全性や環境への影響につ

せずの姿勢を一貫して通してきたところであります。 **人を防ぐため実践的な対応を願う陳情」を採択し、疑わしきは認めず、** 本市議会では、平成九年には遺伝子組み換え食品に関する「表示の義務付 で防ぐため実践的な対応を願う陳情」を採択し、疑わしきは認めず、使用平成十三年九月議会では、「学校給食において遺伝子組み換え食品の混「情報の公開」「学校給食で使用しない」などの内容の市民からの陳情

> れた表示制度も機能していないことが明らかになってきました。 しかし、その後も未承認の遺伝子組み換え作物の混入事件が頻発し、 部義務化するなど、市民の不安に答える取り組みが始まったと思われました。

健康や環境に対するリスクは非常に高くなることが懸念されます。 食であり、大変重要な食材です。 遺伝子組み換え米の流通が始まれば国民の きる申請を行なうことを表明する企業があらわれています。 日本国内での遺 伝子組み換えイネの実験栽培も各地で行なわれています。 米食は日本人の主 そうした中で遺伝子組み換えされたイネを、加工食品や飼料として流通で

を食品および飼料として承認しないよう、強く要望します。

け遺伝子組換え作物の開発・栽培はさかんに行なわれています。 日本でも遺伝子組換え大豆・菜種・じゃがいも・トウモロコシ・綿実が既 とりわ

換え作物の安全性について、海外から警鐘が鳴り始めています。 ての販売も近い将来あり得る状態となっています。ところが、この遺伝子組 さらに遺伝子組換えイネの国内作付けが認められていますので、

かどうかの議論も不十分なまま、このまま流通させてよいのかどうか疑問でれということも十分考えられるのです。この技術が人類にとって有用である が起きるかは未知であり、それが目に見えるようになった時には、既に手遅とって異物です。遺伝子組換えが行なわれることによって、どのようなこと します。ところが、遺伝子組換え技術では水平方向への移動です。すべての 生物の遺伝子は共通のものであっても、組み入れられた遺伝子はその生物に 自然界での遺伝子は、親から子、子から孫へというように垂直方向へ移動

準第七条及び生鮮食品品質表示基準第七条の規定に基づく農林水産大臣の定 める基準」の実施にあたっては、以下の二点を要請します。 したがいまして、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基

「遺伝子組換え原料使用」表示については、意図せざる場合であっても、

神奈川県最低賃金改定等の早期実施を求める意見書

いま、日本経済はデフレ経済に陥り、不透明感の高まりの中にあります。

較差があり、これを改善し、両者の公正な処遇を実現しなければ、将来の社 会保障システムにも大きな影響を及ぼします。 しかし、非典型労働者の賃金等の処遇は、典型労働者と比較すると大きな 向の企業システムの中で、いままさに雇用システムのあり方が問われていま

進められていますが、まだまだ多くの議論と取り組みが必要であります。 法定最低賃金制度は、こうした格差の是正を克服する必要不可欠なシステ 中央段階では、パートタイム労働法が制定されるなど、除々に法の整備が

以上の観点から、次の事項について実現するよう強く求めるものです。 加えて、法定最低賃金は労働者を支援する労働行政の重要課題であります。

国におかれましては、平成十三年四月には遺伝子組み換え食品の表示が Ξ

したがいまして、国民の健康と環境を守るため、「遺伝子組み換えイネ」

遺伝子組換え食品の表示に関する意見書

に流通し、トマトとテンサイは流通の手続きが完了しています。 近年、バイオテクノロジー の新規研究開発は目覚しいものがあり、

食品とし

原材料に占める重量の割合が一埒以上であれば「遺伝子組換え原材料使用」 とすること。

油用、飼料用)及びそれを原料とする加工食品とすること。 表示対象は、流通を認めた全ての遺伝子組換え農産物 (種、 加工原料、

制度により、実質的な定年制度が形骸化され、典型労働者 (正規雇用社員) 特に企業は厳しい経営下にあって、リストラや早期退職優遇制度や転籍出向 より、パート・派遣等非典型労働者を多数雇用する状況下にあります。 こうした傾向は決して望ましい形とは言えませんが市場優先、短期決済志

ムであり、社会的セーフティ・ネットの一助であります。

神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、 う改定を行なうこと。 また産業別最低賃金の改定についても同様の措置 一般労働者の新賃金に見合

神奈川県の地域最低賃金は、 時間額で改定することを基本とし、 その引

児童扶養手当の削減案撤回を求める意見書

案を示し、来年度から順次実施する意向である。 養育費確保と並列し、経済的支援体制の整備として、児童扶養手当の見直し立支援策」を明らかにした。その中で、子育てと生活の場の整備、就労支援、 厚生労働省は「子どものしあわせを第一に考えた総合的な母子家庭等の自

の短縮は、母子家庭を不安定な状況におくばかりか、子供の就学の権利をも 縮し、請求期限も五年とする案が盛り込まれている。 うとしており、母子世帯の約半数の三十三万人の手当てが減ると推定される。 奪うことになる。平均年収が一般家庭の約三分の一である生別母子家庭に いるものの、満額支給の要件を厳しくし、非課税世帯からも減額措置を行お 現在は、子供が十八歳になる年度末(高校卒業)まで支給されており、こ しかし、見直し案は、年収の限度額を引き上げ、支給対象世帯を拡大して また、平成十五年度からの本格実施に当たっては、支給期間を五年間に短

文給総額を抑制する同案を推し進めている。 とって、児童扶養手当は命綱である。 厚生労働省は、離婚件数の増加によって財政が逼迫していることを理由に、

未整備のまま、実施に踏み切ることは、母子家庭の生活を無視している上 よって児童扶養手当の見直し案を撤回するよう求める。..子供のしあわせを第一に考えた,自立支援策とは到底いえない。 しかし、母子家庭への就労支援策の効果も見えず、養育費徴収の法制化も

ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立を求める意見書

総務省調査によれば、昨年十二月度の完全失業率は過去最悪の五・六穴を記・昨今、わが国の経済及び雇用状況はより一層厳しい状況に直面しています。 を増すことも予想されます。 雇用状況は、今後の企業の倒産やリストラ等の趨勢を考えれば、一層厳しさ 録し、有効求人倍率も〇・五一倍と六ヶ月連続で悪化しています。こうした

るいは職業訓練体制の強化・充実等の従来型の雇用対策のみでは、現在の厳 対応を行っていますが、職業紹介の充実や失業給付・雇用訓練期間の延長あ 正予算や平成十四年度予算に基づく景気対応型構造改革や緊急雇用対策等で なっています。 しい事態への対応は困難であり、新しい発想に立った対策・対応が不可欠と 政府においては、構造改革に伴う経済の「痛み」に対し、平成十三年度補

府と労働組合及び経営者団体の三者による「政労使検討会議」が設置され 者対策に一定の成果を上げています。最近、わが国でも、導入に向けて、 ワークシェアリングとは、一人当たりの労働時間を短縮し、仕事を分かち合 う雇用対策であり、すでに、欧州において広く実施され、 合意形成に向けて協議が開始されたところです。 こうした状況のなかで、最近、ワークシェアリングが注目を浴びています。 雇用の確保や失業

シェアリングの導入を推進すべきであります。 同時に、パートタイム労働者 らに国民の意見も聴きつつ、失業者の抑制や雇用の増加に寄与するワーク 歯止めをかけ、新しい雇用を増やす端緒ともなる可能性を持っています。 る多様な選択肢を持った二十一世紀型の新しい社会形成に寄与する可能性を た、その仕組み次第で、懸案である労働時間の短縮や様々な労働形態を有す ワークシェアリングは、克服すべき課題を有するものの、失業者の増加に 政府においては、早急に「政労使検討会議」における合意形成を図り、 ま ₹

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書

クシェアリングと併せてそれらの改善を図るべきであります。短期労働者等の待遇改善や社会的地位の向上を図ることも必要であり、

7

送の遅れから重大な事態に至るなどの問題が全国で発生しています。 近年、小児救急医療体制の不備から、患者の医療施設たらい回しや患者輸

最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するき上げを行なうとともに、時間額表示の一本化をはかること。 とともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、 その趣 不備がクローズアッ う診療施設の閉鎖や また、患者・保護 プされ、大きな社会問題となっています。 ビル診療所の増加から、特に、休日・夜間の医療体制の 医の数は横ばい状況であるものの、開業医の高齢化に伴

小児科医志向の抑制に拍車をかけています。 加による休日・夜間診療ニーズの増加が大病院小児科医の激務と過労を招き 者の専門医指向による大病院への集中と共働き世帯の増

ける小児救急医療体制の整備を困難にしています。 の要因は、全国各地 時点でも二十五都道府県百地域 (全体の二七・七㎞)であります。その最大 施地域は、十八都道府県五十一地域(全体の一四段)、平成十三年十二月末 医療支援事業」をスター トさせました。 しかし、平成十二年度末時点での実 つでも子どもを診察 国三百六十地域の第三 厚生労働省は、こうした事態に対し、平成十一年度から三ヶ年計画で、全 における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県にお することができる医療体制の整備を目指した「小児救急 一次医療圏ごとに、三百六十五日、二十四時間体制でい

抜本的に見直し、 以上の現状に鑑み、 左記事項の早急な実現を強く求めるものであります。 政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を

- 小児救急医療及 び小児医療に係わる社会保険診療報酬の引き上げを図る
- 強化すること。 第二次医療圏 療支援事業」の抜本的見直しと充実・強化を図るとともに、国の助成を 小児専門救急医 (平均人口三十五万人)に最低一ケ所、二十四時間対応の 療体制の早期整備を進めること。そのため「小児救急医
- 都道府県における小児医療の中心センター としての中核的小児医療機関 の整備を計画的
- 大学医学部にお ける小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

兀

牛肉偽装事件の徹底解明と食品表示制度の改善・強化を求める意見書

度を悪用し、外国産を国産と偽り、これを買い取らせたという極めて悪質な 事件が発生しました。 先般、BSE (牛海綿状脳症) 関連対策の一つである国産牛肉買い上げ制

ものであります。その意味で、まず、この事件に対する徹底的な解明を進めさせたばかりか、国民・消費者の食品表示制度全般に対する不信を増大する るとともに、その情報公開と厳然たる措置をとることを求めるものでありま 大企業によるこの種の事件は、BSEに対する国民の牛肉不信を再び惹起

不信を示す消費者もおり、また、「このような虚偽表示は氷山の一角」と厳 しく指摘する声もあります。従って、国産牛肉買い上げ制度におけるチェッ この種の事件が発 覚して以来、現在の食品表示制度に対し、あからさまな

ばかりか、今回のような事件を続発させ、国民の健康と生命に係わる重大事(食品表示制度が不十分であれば、国民・消費者に正しい情報が伝わらない クをより一層厳重にするとともに、その他食肉に対する現在の食品表示制度 のあり方を抜本的に見直す必要があります。 を引き起こしかねません。よって政府に対し、左記事項に関する速やかな対

記

心を求めるものであります。

- 偽や不正がない げ制度による買い上げ保管中の牛肉について、他にも虚 か、総点検を行うこと。
- JAS法や食品衛生法等の関係法における食品表示制度の抜本的見直し を強化すること。 と、そのための監視制度の強化・充実を図るとともに、違反者への罰則
- 食品表示につい ク監視体制の強化を図ること。 業者名及び生産地のより詳細な表示を行わせるとともに、 ては、名称、原材料名、内容量、賞味期限、製造、輸入 内容のチェッ